

平成21年5月1日以降に公告及び指名通知を行う工事から 入札方法等が変わります。

主な変更点

施工体制確認調査(一般競争入札、指名競争入札)

- ・ 予定価格5千万円未満の建設工事(総合評価方式を除く)における施工体制確認調査書類は、「事後提出」とし、開札後、落札候補者についてのみ提出を求めます。
 - ・ 施工体制確認調査対象工事については、「見積根拠資料」の提出が不要となります。(施工体制確認調査の「様式2」により入札金額に対する積算内訳を確認します。)
 - ・ 舗装工事は、予定価格5千万円以上を総合評価方式とし、5千万円未満は施工体制確認調査を実施します。
- * **一般競争入札**における入札参加資格確認は「事後審査」とし、確認書類は原則として、開札後、落札候補者(順位1位の者)についてのみ提出を求めます。

(注) 総合評価方式の場合、電子入札システムでの事前の参加申込手続きが必要です。